

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業について、同規則第11条第1項の規定による同項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定める。

令和8年9月30日

高知県知事 濱田 省司

1 許可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の数
火光利用 うなぎ稚 魚すくい 網漁業	操業区域 （4の操業 区域をい う。以下同 じ。）1	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
	操業区域2	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
	操業区域3	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
	操業区域4	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
	操業区域5	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	3
	操業区域6	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
	操業区域7	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	5
	操業区域8	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
	操業区域9	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
	操業区域10	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
	操業区域11	1月1日から	定めなし	定めなし	2

	3月31日まで			
操業区域12	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	3
操業区域13	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	3
操業区域14	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域15	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域16	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域17	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域18	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域19	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域20	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域21	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	3
操業区域22	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	3
操業区域23	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域24	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	3
操業区域25	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2

操業区域26	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域27	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域28	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域29	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域30	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	3
操業区域31	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	4
操業区域32	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	5
操業区域33	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域34	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	5
操業区域35	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域36	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	3
操業区域37	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域38	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域39	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	6
操業区域40	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	6

操業区域41	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域42	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域43	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2
操業区域44	1月1日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	2

2 漁業を営む者の資格

県内に住所を有する個人又は法人であって、漁業権区域で操業する場合又は第五種共同漁業うなぎ漁業の漁業権区域である河川と隣接する区域で操業する場合は当該漁業権者の同意のあるもの

3 許可を申請すべき期間

令和8年10月1日から同年10月31日まで

4 操業区域

(1) 操業区域1

点の位置

基点甲 高知県と徳島県との海岸線における境界

基点乙 高知・徳島界二子島

基点丙 高知県安芸郡東洋町野根甲所在の野根漁港防波堤西端

甲乙を結ぶ直線及び乙から真方位129度20分の線以南並びに丙から真方位172度30分の線に至る海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線に至る区域、葛島及び二子島の最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線に至る区域、甲丙間にある河川の国道55号線の橋の下流端から下流の区域、甲浦港内の区域並びに野根漁港内の区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 操業区域2

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,010号の漁場区域のうち、最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線までの区域

(3) 操業区域3

点の位置

基点甲 室戸市吉良川町国道55号線東の川側道橋下流端東端

基点乙 室戸市吉良川町国道55号線東の川側道橋下流端西端

基点丙 室戸市吉良川町国道55号線吉良川大橋下流端東端

基点丁 室戸市吉良川町国道55号線吉良川大橋下流端西端

甲から真方位170度0分の線及び乙から真方位260度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合100メートルの線に至る区域、丙から真方位240度0分の線及び丁から真方位240度0分の線に区切られた海域中丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合100メートルの線に至る区域、傍土漁港内の区域並びに吉良川漁港内の区域

(4) 操業区域4

点の位置

基点甲 安芸郡奈半利町奈半利港東防波堤基部

基点乙 安芸郡奈半利町奈半利川左岸防潮堤西端

甲から磁針方位207度0分の線及び乙から真方位209度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに奈半利港内の区域

(5) 操業区域5

点の位置

基点甲 安芸郡奈半利町奈半利川中導流堤北端

基点乙 田野船だまり北端

基点丙 安芸郡田野町奈半利川右岸消波ブロック基部

ア 甲から真方位310度0分の線上甲から60メートルの点

イ 乙から真方位35度0分の線上乙から30メートルの点

ウ 丙から真方位300度0分の線上丙から190メートルの点

甲から真方位214度0分の線及びウから真方位198度0分の線に区切られた区域中甲ウ間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、甲アを結ぶ線以北の区域及び乙イを結ぶ線以北の区域を除く。

(6) 操業区域6

点の位置

基点甲 安芸郡安田町安田川大橋下流端東端

基点乙 安芸郡安田町安田漁港防波堤北西端

甲から真方位180度0分の線及び乙から真方位240度0分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線までの区域、安田漁港内の区域並びに安田川の安田川橋下流端から下流の区域

(7) 操業区域7

点の位置

基点甲 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点

基点乙 安芸市伊尾木川右岸防潮堤東南端

基点丙 安芸市安芸川左岸防潮堤西南端

基点丁 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点

甲から磁針方位 222 度 0 分の線及び乙から真方位 172 度 30 分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合 15 メートルの線に至る区域、丙から真方位 172 度 30 分の線及び丁から磁針方位 186 度 0 分の線に区切られた海域中丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合 15 メートルの線に至る区域、安芸漁港内の区域並びに安芸川の国道 55 号線安芸川橋下流端から下流の区域。ただし、安芸川支流江ノ川の区域を除く。

(8) 操業区域8

点の位置

基点甲 安芸市穴内八流千畳岩東端

基点乙 安芸市赤野赤野川右岸導流堤南端

基点丙 安芸市赤野赤野川赤岩

ア 甲から真方位 82 度 20 分の線上甲から 50 メートルの点

アから真方位 352 度 20 分の線及び乙から真方位 180 度 0 分の線に区切られた海域中ア乙間の最大高潮時の海岸線から沖合 15 メートルの線に至る区域、乙を中心とする半径 50 メートルの円周内の区域並びに赤野川の丙から磁針方位 270 度の線から下流の区域

(9) 操業区域9

点の位置

基点甲 安芸郡芸西村和食川河口暗渠南端

甲を中心とする半径 50 メートルの円周内の区域

(10) 操業区域 10

点の位置

基点甲 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点

基点乙 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位 180 度 0 分の線及び乙から磁針方位 202 度 30 分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合 50 メートルの線に至る区域、手結漁港内の区域並びに夜須川の千切頭首工から下流の区域

(11) 操業区域 11

点の位置

基点甲 香南市香我美町岸本川河口暗渠南端

ア 基点甲から真方位 352 度 10 分の線上基点甲から 30 メートルの点

アを中心とする半径 80 メートルの円周内の区域

(12) 操業区域 12

点の位置

基点甲 香南市香我美町香宗川放水路閘門中央

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点丙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

ア 甲から真方位 90 度の線上甲から 100 メートルの点

アから真方位 172 度 10 分の線及び乙から丙を見通した線から左に 90 度 0 分の線に区切られた海域中ア乙間の最大高潮時の海岸線から沖合 50 メートルの線に至る区域、赤岡漁港内の区域、香宗川本流の香宗川橋下流端より下流の区域並びに同川の放水路閘門下流端から下流の区域

(13) 操業区域 13

点の位置

基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

基点丙 香南市物部川左岸堤防所在の河川海岸区域界石柱

甲から乙を見通した線から左に 90 度 0 分の線及び丙から真方位 172 度 10 分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合 300 メートルの線に至る区域、吉川漁港内の区域、香宗川本流の香宗川橋下流端から下流の区域並びに香宗川支流烏川の千鳥橋下流端から下流の区域

(14) 操業区域 14

点の位置

基点甲 香南市物部川左岸堤防所在の河川海岸区域界石柱

基点乙 後川樋門右岸翼壁突端

ア 物部川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点

イ 物部川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点

甲から真方位 172 度 10 分の線及び乙から真方位 225 度 0 分の線により区切られた海域中、最大高潮時の海岸線から沖合 50 メートルの線に至る区域。ただし、アから真方位 172 度 10 分の線及びイから真方位 172 度 10 分の線により区切られたアイ間の最大高潮時の海岸線から沖合 50 メートルの線に至る区域を除く。

(15) 操業区域 15

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第 1,031 号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合 50 メートルの線に至る区域及び物部川後川放水路の

後川防潮堤樋門下流端から下流の区域

(16) 操業区域 16

点の位置

基点甲 南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点

基点乙 南国市浜改田・十市界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位 180 度 0 分の線及び乙から磁針方位 180 度 0 分の線により区切られた海域中
甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合 100 メートルの線に至る区域

(17) 操業区域 17

十市漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第三種共同漁業権第 3,014 号の漁場区
域のうち最大高潮時の海岸線から沖合 50 メートルの線に至る区域

(18) 操業区域 18

点の位置

基点甲 高知市仁井田井流 17 番地共同漁業権境界基点

基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点

基点丙 高知市えびす渚

次に掲げる区域

ア 甲から磁針方位 167 度線の線及び乙から磁針方位 170 度線の線により区切られた海域
中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合 300 メートルの線に至る区域。ただし、丙か
ら真方位 334 度 34 分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。

イ 丙から真方位 334 度 34 分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市
仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、港則法（昭和 23
年法律第 174 号）第 11 条に規定する航路（以下「航路」という。）を除く。

ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただ
し、高知市春野町の区域を除く。

エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域

オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

カ 国分川支流舟入川の高知市の区域

キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域

ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域

ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域

コ 高知市港橋（栈橋通五丁目）から上流の河川の区域

(19) 操業区域 19

点の位置

基点甲 高知市仁井田井流 17 番地共同漁業権境界基点

基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点

基点丙 高知市えびす渚

次に掲げる区域

ア 甲から磁針方位 167 度線の線及び乙から磁針方位 170 度線の線により区切られた海域
中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合 300 メートルの線に至る区域。ただし、丙か
ら真方位 334 度 34 分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。

イ 丙から真方位 334 度 34 分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市
仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、航路を除く。

ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただ
し、高知市春野町の区域を除く。

エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域

- オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域
- カ 国分川支流舟入川の高知市の区域
- キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域
- ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域
- ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域
- コ 高知市港橋（栈橋通五丁目）から上流の河川の区域

(20) 操業区域 20

点の位置

- 基点甲 高知市仁井田井流 17 番地共同漁業権境界基点
- 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点
- 基点丙 高知市えびす渚

次に掲げる区域

- ア 甲から磁針方位 167 度線の線及び乙から磁針方位 170 度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合 300 メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位 334 度 34 分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。
- イ 丙から真方位 334 度 34 分の対岸を結ぶ直線より以北の海域。ただし、高知市新五台山橋南端から高知市仁井田字昌浦谷 3636 高知石油株式会社油槽所南端までの距岸 5 メートル以内の区域、航路、高知市雑候場橋から上流の鏡川の区域及び高知市大鋸屋橋から上流の堀川の区域を除く。
- ウ 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。
- エ 国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域
- オ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域
- カ 国分川支流舟入川の高知市の区域
- キ 下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域
- ク 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域
- ケ 竹島川の高知市孕橋から上流の区域
- コ 高知市港橋（栈橋通五丁目）から上流の河川の区域

(21) 操業区域 21

点の位置

- 基点甲 高知市長浜・高知市春野町東諸木境界
- 基点乙 高知市春野町甲殿の文庫鼻先端
- 基点丙 高知市春野町甲殿のえぼし岩

甲から真方位 162 度 20 分の線及び乙から真方位 162 度 20 分に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から 100 メートルの線に至る区域並びに甲殿川の丙から真方位 130 度 0 分の線から下流の区域

(22) 操業区域 22

点の位置

- 基点甲 仁淀川左岸導流堤北端
- 基点乙 国土交通省の仁淀川・新居の境界基点（新居海岸基準点 1）
- 基点丙 波介川樋門右岸翼壁突端

- ア 乙から真方位 249 度 8 分の線上乙から 267 メートルの新居海岸基準点 2

甲から真方位 124 度 0 分及びアから真方位 172 度 30 分の線により区切られた海域中甲ア間の最大高潮時の海岸線から沖合 400 メートルの線に至る区域並びに仁淀川の丙から真方位 20 度の線から下流の区域

(23) 操業区域 23

操業区域 22 と同じ。

(24) 操業区域 24

点の位置

基点甲 土佐市新居県道 23 号線と 282 号線交差点南の信号機

基点乙 土佐市宇佐町白の鼻

基点丙 須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点

基点丁 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点

甲乙を結ぶ直線及び丙丁を結ぶ直線で区切られた区域

(25) 操業区域 25

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第 1,041 号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合 20 メートルの線に至る区域

(26) 操業区域 26

点の位置

基点甲 須崎市神木の鼻西南端

基点乙 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点

基点丙 須崎市山崎鼻灯台

基点丁 須崎市角谷岬突端基点

基点戊 須崎市安和小島突端

基点己 須崎市西町一丁目 2 番 1 号鐘撞き堂（旧国旗掲揚塔）

ア 丙から真方位 274 度 10 分の線上丙から 1,118 メートルの点

イ 丙から真方位 271 度 30 分の線上丙から 1,060 メートルの点

ウ 丙から真方位 278 度 40 分の線上丙から 657 メートルの点

エ 丙から真方位 241 度 30 分の線上丙から 514 メートルの点

次に掲げる区域。ただし、区画漁業権の区域を除く。

ア 甲乙を結ぶ直線から以東の海域

イ 乙丁を結ぶ直線から以北の海域。ただし、アイ、イウ、ウエ及びエ丁を結ぶ 4 直線とア丁間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。

ウ 丁戊を結ぶ直線から以西の海域

エ 新荘川の須崎市下分新荘川橋梁（旧国鉄鉄橋）下流端から、己から磁針方位 212 度 0 分の線までに至る区域

オ 須崎市新荘漁港内の区域

(27) 操業区域 27

操業区域 26 と同じ。

(28) 操業区域 28

操業区域 26 と同じ。

(29) 操業区域 29

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町鎌田港東消波ブロック南端

基点乙 高岡郡中土佐町鎌田港北防波堤南端

基点丙 久礼漁港東防波堤南端

基点丁 久礼新港防波堤北東端

甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域、丙丁を結ぶ直線及び丙丁間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域、久礼川の久礼橋下流端から下流の区域並びに元川の湊橋下流端から下流の区域

(30) 操業区域 30

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第 1,053 号の漁場区域及び伊与木川の佐賀橋（河口第二橋）下流端から河口までの区域

(31) 操業区域 31

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第 1,055 号及び第 1,056 号の区域並びにこれらの区域に流入する河川の国道 56 号線の橋の下流端から河口までの区域

(32) 操業区域 32

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町浮鞭の湊川橋下流側南端

基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界（カキセ川）共同漁業権境界基点

次に掲げる区域

ア 甲から真方位 132 度 30 分の線及び乙から磁針方位 110 度 0 分の線により区切られた最大高潮時の海岸線から沖合 400 メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の区域を除く。

イ 入野漁港内の区域

ウ 幡多郡黒潮町湊川及び加持川の国道 56 号線の橋の下流端から河口までの区域

エ 幡多郡黒潮町蛸瀬川の河口第一橋の下流端から河口までの区域

(33) 操業区域 33

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第 1,058 号の漁場区域

(34) 操業区域 34

下田漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権のうち共第 1,059 号の漁場区域

(35) 操業区域 35

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第 1,062 号の区域

(36) 操業区域 36

点の位置

基点甲 福良川左岸中、福良川橋下流端から真方位 286 度の線上 336 メートルの水門下流端（北緯 32 度 52 分 32 秒東経 132 度 43 分 15 秒）

基点乙 福良川右岸中、福良川橋下流端から真方位 303 度の線上 295 メートルの小筑紫地区と福良地区の境界に位置する石柱（北緯 32 度 52 分 36 秒東経 132 度 43 分 18 秒）

すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第 1,090 号の区域。ただし、福良川にあっては、甲乙を結んだ線から上流の区域を除く。

(37) 操業区域 37

すくも湾漁業協同組合が有し同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第 1,091 号の区域及び片島港内の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

ア 宿毛市片島新港岸壁突端から宿毛市片島波打鼻を見通した直線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

イ 波打鼻から旧宿毛市漁業協同組合西端の物揚場西側取付の点を見通した直線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

ウ 宿毛排水機場の全面幅 20 メートル、最大高潮時の海岸線から沖合 30 メートルに至る区域

エ 松田川の宿毛市坂ノ下の河口左岸下り松鼻漁場基点から磁針方位 359 度を見通した直線から上流の区域

(38) 操業区域 38

松田川漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第五種共同漁業権第 517 号の区域。
ただし、松田川の宿毛橋から上流の区域を除く。

(39) 操業区域 39

操業区域 22 と同じ。

(40) 操業区域 40

四万十川漁業協同組合連合会が有し、同漁業協同組合連合会が管理する第五種共同漁業権第 516 号の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

ア 四万十川の四万十市山路山路渡し跡西端から真方位 0 度 0 分を見通した対岸を結ぶ直線より上流の区域

イ 四万十川支流後川の四万十市佐岡橋下流端から上流の区域

ウ 四万十川支流中筋川の四万十市坂本坂本橋下流端から上流の区域

(41) 操業区域 41

次に掲げる区域

ア 新川川の高知市梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

イ 国分川本流の高知市旧青柳橋下流端から上流の高知市の区域

ウ 国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

エ 国分川支流舟入川の高知市の区域

オ 下田川の高知市旧五台山橋下流端から上流の高知市の区域

カ 十津川の県道種崎線の高知市弥生橋下流端から上流の高知市の区域

キ 竹島川の高知市孕橋下流端から上流の区域

ク 高知市港橋（栈橋通五丁目）下流端から上流の河川の区域

(42) 操業区域 42

点の位置

基点甲 高知市春野町甲殿のえぼし岩

甲から真方位 130 度 0 分を見通した線から上流の甲殿川及び新川川の高知市春野町の区域

(43) 操業区域 43

次に掲げる区域

ア 須崎市御手洗川の須崎市大間津波水門下流端から上流の区域

イ 須崎市桜川支流押岡川の須崎市河口右岸導流堤基部から真方位 234 度 17 分の線から上流の区域

ウ 須崎市桜川の須崎市河口左岸導流堤基部から真方位 319 度 20 分の線から上流の区域

エ 須崎市横浪川、摺木川、出見川及び灰方川の河口第 1 橋下流端から上流の区域

(44) 操業区域 44

点の位置

基点甲 福良川左岸中、福良川橋下流端から真方位 286 度の線上 336 メートルの水門下流端（北緯 32 度 52 分 32 秒東経 132 度 43 分 15 秒）

基点乙 福良川右岸中、福良川橋下流端から真方位 303 度の線上 295 メートルの小筑紫地区と福良地区の境界に位置する石柱（北緯 32 度 52 分 36 秒東経 132 度 43 分 18 秒）

宿毛市福良川の甲乙を結ぶ直線から同市小筑紫姉川橋下流端までの区域